

(別添2)

## 事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 塩崎保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 保育課程の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。</li> <li>■ 2 保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。</li> <li>■ 3 保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。</li> <li>■ 4 保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。</li> <li>■ 5 保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。</li> </ul>	・当保育園の「全体的な計画(保育課程)」は児童憲章、児童の権利条約などの趣旨をとらえ、「長野市保育理念」及び「教育・保育の基本方針」を基に園の保育目標「生き生きと生活する子ども」を掲げ編成されている。全体的な計画(保育課程)は年度末に全職員で評価、見直しを行い、子ども達の発達や子どもの家庭の様子などを十分に考慮して新年度に再度確認して作成されている。また、全体的な計画は4期に分け、評価、見直しを行い、それに沿い年間指導計画を作成し、年齢別の月案、週日案、個人指導計画も立て日々の保育を行っている。保育理念、目標は園内に掲示されている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。</li> <li>■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。</li> <li>■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。</li> <li>■ 9 内装等には、木材を利用している。</li> <li>■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。</li> <li>■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。</li> <li>■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。</li> </ul>	<p>・14項目からなる保育環境チェック表を保育室に掲示し、採光、換気、温度、湿度、設備管理、清掃など職員の感覚によるものではなく、こまめにチェックし適切な室内環境を保持している。湿温度計を保育室に置き調整し、換気にも気を付けている。寝具については衛生チェック表で衛生管理を行い、保健マニュアルを常に意識し定期的に寝具を持ち帰り、安全点検のため職員全員目でチェックしている。未満児の玩具、扉は毎日消毒をし清潔を保っている。家具、棚の角にはクッションなどを付けて安全に配慮している。廊下、棚には木材を使用し、保育室の脇にゴザを敷いたり絵本コーナーにはソファールを置き、くつろげる場所を設けている。トイレ、手洗い場は毎日の清掃後、環境チェックを行い、清潔に保っている。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。</li> <li>■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。</li> <li>■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。</li> <li>■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。</li> <li>■ 17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。</li> <li>■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。</li> </ul>	<p>・「家庭の調べ」、個人懇談を基に家庭状況、発達段階を把握し、言葉、動き等の状況を見ながら一人ひとりの発達や家庭状況を把握し、個人の指導計画を作成し、支援している。個別計画（4月）、個人の指導計画（2か月毎）を記入し職員間でも報告し合い共有している。一人ひとりと丁寧にかかわり、子供が安心して過ごせるよう配慮をしている。子どもの表情、しぐさ雰囲気から気持ちをくみ取り受け止めている。言葉のマニュアル研修を行い、参考にし、せかす言葉や制止させるような言葉がないように心掛け、分かりやすい言葉で話しかけている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。</li> <li>■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。</li> <li>■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。</li> <li>■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。</li> <li>■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。</li> </ul>	<p>・一人ひとりの発達に合わせ、出来る事は見守り援助している。やろうとする姿を認め、必要以上に手を貸さず、できた時は褒めて、自信や達成感、満足感に繋がるように配慮をしている。箸の使用やトイレトレーニングなどは一人ひとりのペースに合わせて援助している。専門家（歯科衛生士）の話しや絵本、紙芝居も取り入れ、気付きを促している。基本的な生活習慣は専門家（歯科衛生士）から話をさせていただいたり。分かりやすく絵本や紙芝居で伝え、食育月間では食べ物と体について知らせ、水回りの壁にはうがいや手の洗い方を図示し、感染症の流行時の手拭きは、紙タオルで行っている。</p>
			④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。</li> <li>■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。</li> <li>■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。</li> <li>■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。</li> <li>■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。</li> <li>■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。</li> <li>■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。</li> <li>■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。</li> <li>■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。</li> <li>■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。</li> </ul>	<p>・乳児、3歳未満児、3歳以上児の発達に同じ子どもの好きな遊びを選べる環境作りのため、手の届く場所に様々な種類の玩具や絵本を置いている。自分の好きな遊びができるようコーナーを作り、やってみたいと思えるように環境を整えている。朝は登園した子どもから戸外に出て遊び、広い園庭を使い体を十分に動かした遊びを取り入れるように心掛け、固定遊具には必ず職員が付き安全面にも配慮している。保育士が見本を見せたり、一緒に遊び、興味関心を持って自発的に行えるように援助している。当保育園は令和元年初に信州型自然保育（信州やまほいく）として認定され週5時間以上自然に触れ合っており、戸外へ出て遊ぶ時間をたくさん持ち、遊びこめるように環境を整えている。あぜ道散歩など園外へ出かける機会を多く取り入れ、季節感や自然との触れ合いを大切にしている。散歩を通じて地域の方々や小学校との交流などが持たれ、年長児は地域の公民館の高齢者の集いに出向き地域の高齢者とも交流をしている。異年齢児との活動や散歩をする中で思いやりの心、真似をしてやってみようとする気持ちが育っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。</p>	<p>・現在、0歳児と1歳児の異年齢クラスとなっている。「未満児マニュアル」に基づき月齢にあった個別指導計画を作成し個人差に応じた対応を行っている。一人ひとりの表情や喃語を優しく受け止めたり、一人ひとりの発達段階を見極め、特定の保育士が応答的に関わり、愛着関係が築けるようにしており、時間外保育の時など担任がいない中でも安心できるように普段からの関わりをしっかりと持ち、職員間の連携、情報の共有化を図っている。保育室は絨毯を敷きくつろげる場所を作り、ゆったりと安心して過ごせ、玩具の出し過ぎにも注意し安全にも配慮した環境を整えている。また、一人ひとりの表情、言葉、発声を優しく受け止め、スキンシップを大切に、興味を持って遊べるように手作り玩具を用意している。保護者へは連絡帳を使い、日々の様子を細かく伝え合い家庭との連携を密に図っている。口頭でも様子を伝え、相談にも応じて信頼関係を築いている。</p>
			<p>■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。</p>			
<p>■ 36 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。</p>						
<p>■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。</p>						
<p>■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。</p>						
<p>■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。</p>						
<p>⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<p>■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</p>	<p>・2歳児のみの1クラスとなっている。マニュアルに基づき、一人ひとりの状況を見極めながら自分でしようとする気持ちを大切に、十分に見守りながらさりげなく手助けを行い達成感を実感できるように援助しながら、慌てさせたり、急がせたりすることなく一人ひとりのペースを大切にしている。一人ひとりの発達に応じた個別指導計画を作成し、記録している。子どものやりたい気持ちを大切にできる限り見守り、助けが必要な時は手を貸し、主体性を大切にしている。戸外遊びが安全にできるよう玩具の点検や草取りをし環境を整え、ゆっくり遊ぶことができるようにしている。トラブルがある時は保育士が仲立ちし、お互いの気持ちに寄り添い対応している。保護者へは連絡帳を通じて日々の様子を伝えている。廊下へその週の出来事を写真入りで紹介掲示している。0歳児も含め未満児の職員会を開き、連携を図っている。</p>			
<p>■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。</p>						
<p>■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。</p>						
<p>■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。</p>						
<p>■ 44 保育士等が、友だちとの関わりを仲立ちをしている。</p>						
<p>■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。</p>						
<p>■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。</p>						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組みめるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組みめるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組みめるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。</li> <li>■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。</li> </ul>	<p>・3歳児4歳児は混合で2クラスに分け保育を行っている。年齢別に指導計画を作成し、主活動は年齢別とし保育を行っている。幼児職員会で指導案作成など連携を図っている。3歳児はコーナー作り、子どもの興味ある活動ができる環境を整えている。4歳児は友達との関わりを大切に一緒に楽しめる遊びの中で、お互いの気持ちを伝え合い、気付きができるよう配慮している。5歳児は子ども同士で話し合い、活動を決め発展できるように援助しており、当番、掃除など役割活動ができるようになってきている。小学校3年生との交流、小学校の先生参観等を通じ就学への不安をなくすように配慮している。小学校とのアプローチカリキュラムにより園との連携を図っている。</p>
			⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。</li> <li>■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。</li> <li>■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。</li> <li>■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。</li> <li>■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</li> <li>■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。</li> <li>■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。</li> </ul>	<p>・園舎は全体がバリアフリーになっていないが、多目的トイレが設置され誰でも利用しやすくなっている。図書室（おひさま広場で利用）への出入り口はバリアフリーになっていて利用しやすい。市として「障害のある子どもが園児と遊びや給食を通して交流を行い心身の発達を促すもの」としており、障害のある子どもについては「基礎調査票」や「評価シート」で発達過程や障害の状態を把握しており、情報や具体的な保育方法を全体で共有するためのカンファレンスを行い個別の指導計画を作成し、状況を把握しながら加配職員が個別の援助を行っている。障がい児個別計画では子どもの姿、育てたい内容、援助、振り返りの項目があり現状に応じた計画を立て、共育ちとしての保育にあたっている。担当職員は研修やこにこ相談を受け相談、助言なども受け、他の職員にも研修や相談内容を報告し共有している。保護者にも子ども相談のおたよりを掲示し、お知らせしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。</li> <li>■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。</li> <li>■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。</li> <li>■ 62 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。</li> <li>■ 63 保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。</li> <li>■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。</li> <li>■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。</li> </ul>	<p>・市としての時間外保育マニュアルに沿い、年齢別の年間指導計画や個別指導計画に長時間の欄を設け、保育内容や家族からの意向等の記載を行い、連続性をもって計画を立て長時間保育に取り組んでいる。未満児と以上児は別々に保育を行ない少人数でゆったりと過ごせるよう配慮している。ゴザ、カーペット等で寝転がる場所や絵本コーナーにはソファを置き、くつろげる環境を整えている。常勤保育士と延長保育士が保育を行い、連携を密に取っている。午後のおやつはお腹にたまるものを栄養士と相談して提供している。保護者には口頭か連絡ノートを使い、様子を伝えている。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。</li> <li>■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。</li> <li>■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。</li> <li>■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。</li> </ul>	<p>・アプローチカリキュラムを通じ幼保小連絡会議を行い、連携を図っている。年長児は小学三年生との交流で小学校へ訪問したり、来園する機会を多く取り入れている。小学生の音楽会リハーサルを見てお楽しみ会で曲を取り入れたり、小学生の影響が活動の発展に繋がっている。小学校の先生が園参観に来園し、子どもの様子を知る機会を設けている。幼保小連絡会の公開保育を10月に行い、連携を深めている。年長担任は園長、主任と保育所児童保育要録を作成し、小学校へ提示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。</li> <li>■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。</li> <li>■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。</li> <li>■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。</li> <li>■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。</li> <li>■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。</li> <li>■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。</li> <li>■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。</li> </ul>	<p>・市の保健マニュアルを基に、家庭と連携を取りながら、保健計画を作成し、健康管理を行っている。「家庭の調べ」、「緊急カード」、個別懇談などを通じて一人ひとりの健康状態を把握している。毎日視診を行い子供の状態を確認している。体調の変化、けがが起きた時は健康観察記録に記入し、保護者にも様子、状況を伝え、帰園後も確認している。入園のしおり、保健だより、園だより等で園の健康への取組みを伝え、歯科検診、内科健診は年2回、体重測定は毎月、身長測定は年3回、胸囲・頭囲測定は年2回を行い、発育や発達に適した生活を送る指標とするように保護者に結果を伝えている。毎日人数調べを行い、その日の病気で欠席している子どもの情報を職員間で把握している。感染症が発生したときは、ボードへ記入し、玄関前へ掲示し、保護者に注意を促している。職員はSIDSについて「教育・保育の手引き」を使い職員会等で読み合わせ、資料での確認も行っている。0歳児については5分ごとの睡眠確認と表情が確認できる保育室の明るさを確保し、子どもの鼻に手を近づけ呼吸の確認等もしている。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。</li> <li>■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。</li> <li>■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。</li> </ul>	<p>・保健計画に基づき内科検診（年2回）歯科検診（年2回）、視力検査（年中・年長）を行い、検査結果は発達記録に記載し、回覧をし職員間で周知し、指導計画の保健、健康に関する部分（生命の保持、健康、食育等）に取り入れ、月案、週日案にも反映させている。保護者にも結果は伝え、治療が必要な時は受診を勧めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対して、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。</li> <li>■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。</li> <li>■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。</li> <li>■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。</li> <li>■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。</li> </ul>	・アレルギー対象者には「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行い、園内研修も行っている。栄養士、園長が入園前面談にて、経過を把握し、生活管理指導表（アレルギー疾患用）による医師の指示に従い対応をしている。保護者とは毎月の「食品チェック表」で確認を行い、連携を取りながら除去食の提供を行っている。食事の提供時は担任、園長がチェックを行い、机を離し個別トレーで配膳し、保育士がついて見守り、注意を払っている。台ふき、雑巾も別にしてある。該当クラスの子どもにはわかりやすく話し、理解できるように配慮している。保護者にも試食会などで話し理解を得ている。
		(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。</li> <li>■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。</li> <li>■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。</li> <li>■ 91 食器の材質や形などに配慮している。</li> <li>■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。</li> <li>■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。</li> <li>■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。</li> <li>■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。</li> </ul>	・食育に関して指導計画を作成し、実践している。食育月間、食育の日を設けて、絵本やクイズなどを取り入れて食に関心が持てるよう工夫をしている。一人ひとりの体調や苦手な食材を考慮して配膳をし、無理強いせず子供に合わせ少しずつ食べられるよう援助を行い、食べられた時は褒めて喜びを共有している。また、手づかみ食べを存分にできるようにし、発達に応じた机、椅子、食器や食具へも配慮し、楽しく食べられるようにしている。年長児は食育ボードへ（食品三色群）食材を分類をし関心と考える力を育てている。園庭で野菜（キュウリ、トマト、キャベツ、さつま芋等）を育て、収穫物を給食に取り入れている。6月の食育月間では「あさからげんきいっぱい」カードを利用して朝食を食べたら印をつけるなど家庭と連携をして、食への関心を高める工夫をしている。毎月の献立表、食育だよりを配布し、玄関に食品サンプルを置き、家庭へ伝えている。



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。</li> <li>■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。</li> <li>■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。</li> <li>■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。</li> <li>■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。</li> <li>■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。</li> <li>■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。</li> <li>■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。</li> </ul>	<p>・未満児には離乳食の提供を行い、発育に合わせ食べやすいサイズに調理するなど子供に合わせた調理方法や配膳を行っている。好き嫌いを把握し、子どもの様子を観察し、無理強いせず楽しく食べられる雰囲気をつくっている。極力県内産、地元の食材を利用し、給食職員は「県内産使用食材照会」で県内産の食材をチェックし、園長は市の担当課へ報告している。市保育・幼稚園課の栄養士を始めとした献立検討委員会で季節感ある献立を計画し、おやき、ニラせんべい、やししょうま、節分、ひな祭り、誕生会等伝統食や行事食を取り入れている。給食職員が子どもの様子を見たり、試食会には保護者に話をしている。衛生管理については給食職員が保健マニュアルや調理員衛生管理チェック表に基づいて管理を行い、市保育・幼稚園課の栄養士に報告をしている。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。</li> <li>■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。</li> <li>■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるように支援をしている。</li> <li>■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。</li> </ul>	<p>・登降園時に口頭で子どもの様子の情報交換を行っている。未満児は連絡帳を使い、毎日の様子を伝え合っている。毎日クラス（3、4歳児は年齢別グループでも）の活動内容を、時には写真入りでわかりやすく記載し玄関前に掲示し保育の様子を保護者に伝えている。また、園だより、クラスだよりを発行し様子を伝えている。保育参加、試食会、運動会、お楽しみ会等で園での様子を見ていただく機会も設けている。個人懇談で家庭での子どもの様子を把握し、個別指導計画にも活かしている。「あったか月間」では、家庭での親子の触れ合いの大切について園長より話し、触れ合いが持たたらシールを張るなどし親子関係の支援を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。</li> <li>■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。</li> <li>■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。</li> <li>■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。</li> <li>■ 112 相談内容を適切に記録している。</li> <li>■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。</li> </ul>	<p>・子どもの日々の様子を伝え合い信頼関係を築いている。毎日の送迎時に担任は個別に対応し、園長、主任は登降園時門に立ち、積極的に会話をするように心掛け、いつでも相談ができるよう体制を整えている。年度初めに全員の個別懇談を行い、送迎時や4月園だよりで「心配なことや相談したいことがありたら担任や事務室にお気軽にお話ください」と伝え、園として普段から保護者の気持ちに寄り添いつつ子どもの成長を共に喜び合えるように心掛け、保護者から相談、面談の希望があった場合、できるだけその日のうちに応じて、園長、主任、保育士との連携を図りながら園全体での支援に努めている。「相談、意見、苦情対応マニュアル」があり、相談、意見、苦情は記録され、守秘義務を守り保管されている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。</li> <li>■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。</li> <li>■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。</li> <li>■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。</li> <li>■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。</li> <li>■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。</li> <li>■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。</li> </ul>	<p>・職員研修等で「児童の権利に関するマニュアル」や「虐待対応マニュアル」、「教育・保育の手引き」等を使い職員間の意識の統一を図っている。虐待対応マニュアルを基に、虐待の可能性がある場合は職員会議で情報の共有を行い、関係機関と連携を取り、支援会議を開いて対応をしている。子どもの服装、身の回りの衛生面や食事の様子、発育状況、身体の観察等をこまめに行い、兆候を見逃さないようにしている。また、職員会議やケース会議などで「児童の権利に関するマニュアル」や「教育・保育の手引き」の読み合わせを行い体制を整備している。更に「虐待マニュアル」を基に園内研修で周知を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。</li> <li>■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。</li> <li>■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。</li> <li>■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。</li> <li>■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</li> <li>■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。</li> </ul>	<p>・全体職員会、未満児職員会、幼児職員会を毎週開き、また、週日案、月案でも評価、反省をし振り返りを行っている。職員は「自らの保育」について自己評価を年2回行い、評価、反省を基に次のステップに向けて保育士間で話し合う機会を持ち、保育園全体の自己評価とし、保育の質の向上に取り組んでいる。更に、職員は園の内部研修や市主催の研修会だけではなく、自己研鑽のために外部の他の研修会にも自主的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。</p>